

令和2年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年度時点における対応状況
					内容	内容
19	健康福祉部 地域福祉課	個別の事業	福祉マンパワーセンター運営における事業目標の達成状況について	事業目標のうち、求職相談件数及び就職件数が過去4年間で一度も達成できていない。求職者のニーズを把握し、求職者の求めている支援対策を講じる必要がある。	福祉人材の更なる確保を図るため、令和6年度の目標値は、令和5年度の目標値を上回る、求職相談件数4,523件、就職件数278件とした。また、以前から引き続き、求職者の相談に対して丁寧に寄り添い、就職に結びつくように支援している。なお、令和6年12月末時点の実績は、求職相談件数4,894件(達成率108.2%)、就職件数262件(達成率94.2%)で、いずれも目標値を達成見込みである。	求職者の属性ごとの状況分析を進めており、支援策に反映させ、求職者の求めている支援策の実施に努める。また、業種を問わず人手不足といわれている状況であるため、目標数値を見直した。
24	健康福祉部 地域福祉課	個別の事業	市民後見推進について	市民後見については、ほとんど利用実績がなく、市民後見推進のため、市民後見人が実際に選任されるような施策を実施すべきである。	市民後見人の活用推進を図るため、令和6年度から市町村を含む中核機関及び家庭裁判所が参加する「圏域別意見交換会」を5つの圏域ごとに設置し、市民後見人の育成・活用に必要な体制整備等について、意見交換・情報共有を実施。また、行政、福祉団体、家庭裁判所のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体を構成員とする「群馬県成年後見制度利用促進協議会」を令和6年度から新たに設置し、市民後見人の活用を含めた担い手育成方針の検討や、市民後見人が選任される事例イメージの擦り合わせを含め、県施策の検討・振り返りを実施しているところである。現在、前橋家庭裁判所管内においては、市民後見人の選任件数が令和2年度当時の4倍に伸びている。	成年後見制度の利用促進に向け、後見人になり得る人材の不足・偏在に対応できるよう、市町村は市民後見人の養成が求められている。一方、後見人の選任は家庭裁判所の権限となっているが、現状、市民後見人が選任される事例は少ない。養成した市民後見人が有効活用されるよう、選任に向けた流れについて、家庭裁判所と協議の上、令和3年度中に結論を得る予定。
11	健康福祉部 介護高齢課	全般的事項・共通事項	事業計画の目標設定について	高齢者施策に関する各事業計画は、具体的な数値目標を設定して、それに向かって事業を推進し結果として目標を達成したのか否か、達成していないのであれば問題点、改善策を洗い出して次年度以降の計画に生かしていくように努めるべきである。	第9期計画(令和6年～8年)では、諸施策の具体的な取組のうち重点取組には印(◎)を付け、原則として目標値を設定することとした。これにより、PDCAサイクルの充実強化につなげ、基本目標の実現に向けた基本政策のさらなる推進を図ることとしている。	次期計画(第9期計画)に現行計画期間中(令和3～5年度)の問題点や改善策等を反映できるよう、事業の進捗状況等の把握に努める。
11	健康福祉部 介護高齢課	全般的事項・共通事項	委託対象経費とする講師謝金の妥当性の検討について	講師謝金の妥当性を事後的に判断できるようにするため、講師謝金に関する県の執行基準のうち、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当するとして講師謝金を決定する場合には、執行基準の掲げなどの事項をどのように考慮して判断したのかが分かる客観的資料を残しておくべきである。	講師謝金に関する県執行基準のうち、「大学教授級」「その他」に該当する場合、時間単価に準備・打合せ・講義時間を乗じて積算するように求め、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当する場合、判断根拠とした資料を残すように交付先の団体に求め、令和4年4月の実績報告書から積算根拠を明示させている。	講師謝金に関する県執行基準のうち、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当する場合、判断根拠とした資料を残すよう改める。
13	健康福祉部 介護高齢課	全般的事項・共通事項	群馬長寿社会づくり財団の自主財源の確保について	群馬県は群馬長寿社会づくり財団の運営について、人件費や一般運営費等の管理費に対して補助金を支給して負担しているが、財団は自主財源によりこれら管理費を賄うべきである。	収益事業は行っていないため、人件費・一般運営費の全てを自主財源で賄うことは難しい。基本財産の運用収入、ホームページや情報誌等の広告収入、市町村等との連携事業収入など自主財源の確保に努めていく。	広告収入の確保や事業の見直しを行うことで、自主財源により管理費を賄えるよう検討する。
59	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	群馬県高齢者保健福祉計画の進捗状況の開示について	群馬県高齢者保健福祉計画の進捗状況が開示されない、県民は事業の有効性を評価できないため、今後は進捗状況を、毎年群馬県のホームページで開示すべきである。	令和3年度から県のホームページにて群馬県高齢者保健福祉計画の進捗状況を公表している。	公表の可否も含め、令和3年度中に検討する。
59	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	県民意識調査の実施方法について	紙で行われている県民意識調査について、回答率をより高め、県民のニーズを群馬県高齢者保健福祉計画により反映させるためにも、次回の県民意識調査については、LINEなどインターネットを利用することを検討すべきである。	群馬県高齢者保健福祉計画に係る県民意識調査については、3カ年に1度実施しており、直近では令和7年度に実施予定である。実施に当たっては、活用の効果や経費の状況等も踏まえながら、引き続きインターネットの活用等を含めた効果的な調査の実施方法を検討していきたいと考えている。	令和4年度調査の実施までに、LINEなどのインターネットの活用も含め、効率的な実施方法について検討する。
65	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	群馬はばたけポイント制度の見直しについて	利用者側の利便性を考慮して、県の独自制度である「群馬はばたけポイント」の導入を全県(未加入市町村や独自制度を導入している市町村)へ導入する方法を進めるのか、あるいは県独自のボランティアポイント制度の導入は行わず各市町村への導入へ切替えを行うか(この場合ボランティアポイント制度で投入されていた資源(ヒト、モノ、カネ)は他の事業へ回す。)のいずれかで、方向性を明確化していくべきである。	令和4年度で事業を終了した。	事業見直しに向け、現在、県内市町村に意見照会を行っているところ。市町村の意見等を踏まえ、事業の方向性を検討する。

令和2年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年度時点における対応状況
					内容	内容
81	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	群馬県軽費老人ホーム利用料補助金の確定について	群馬県軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱の文言を踏まえ、補助金額の確定がなされるまでの間は、補助金の額は柔軟に変更するような対応に改めるべきである。仮に、当該年度の3月下旬以降は一切変更しないのであれば、補助金額が変更可能な期限を要綱に明確に定めておくべきである。	3月下旬以降においても、交付要綱で規定する実績報告書提出期限(4月25日)までの間であれば、予算の範囲で柔軟な対応を行うよう令和5年3月に取扱いを変更した。	3月下旬以降においても、交付要綱で規定する実績報告書提出期限(4月25日)までの間であれば、予算の範囲で柔軟な対応を行えるよう改める
87	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	病床転換整備費補助金について	病床転換整備費補助金の実績は極めて少なく、事業の改善か廃止を検討するべきである。	国は令和7年度まで事業を実施する予定であるが、本県では実施する予定はない。	療養病床から介護医療院等への転換については、第8期高齢者保健福祉計画期間において、第7期計画から引き続き総量規制の対象外として認めており、円滑な転換を支援し利用者の療養環境を整える観点から、本事業を継続する。なお、交付申請から交付決定まで長期間を要していることについては、国に対し、柔軟な対応を可能とするよう働きかけを行う。
94	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	成果指標について	地域密着型介護拠点等整備事業においては、施設の定員数の増加のみを成果指標としている。施設の有効活用及び補助金の有効性を高めるという観点から、今後は施設定員に対する利用者数の割合(稼働率)も成果指標とすべきである。なお、補助金交付先で、稼働率が低迷している施設については、稼働率向上のために積極的に助言を行うとともに、当該施設が存在を高齢者等にPRし、利用の促進を図るべきである。	当補助金を利用して整備した施設について、利用状況の報告を受け稼働率を把握している。稼働率が低迷している施設と同種施設の追加整備を市町村が要望した際には、第9期計画策定のヒアリングにおいてその必要性等を確認するとともに、稼働率向上のための相談に応じている。(令和5年8月～10月において利用状況報告及びヒアリング実施) 次期計画策定時(令和8年度)も同様に対応する。	この事業は、介護保険サービスの整備計画に基づき、各市町村全体で不足が見込まれるサービス整備に補助を行っているものである。整備後の当該サービス利用状況を向上させる主体は市町村であるため、補助金利用施設だけを、県が特別にPR等することは現時点では困難である。なお、整備後も利用状況が向上しない施設と同種施設の追加整備を市町村が要望した際、相談に応じることとする。
94	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	地域密着型介護拠点等整備の整備目標について	地域密着型介護拠点等の整備については、計画と実績が大幅に乖離している。今後は税金の有効活用という観点から、ニーズを的確に把握するように市町村に周知徹底するとともに、県においても計画策定の際にニーズの有無を的確に審査し、計画値の精度を高めるべきである。	第9期計画の策定において、施設整備の必要性やその実現性について、市町村へのヒアリングを強化し、計画値の精度向上を図った。(令和5年10月市町村ヒアリング実施) 次期計画策定時(令和8年度)も同様に対応する。	次期計画策定の際、市町村への周知を徹底するとともに、ヒアリングの強化を行い、ニーズを的確に把握し、計画値の精度を高める。
124	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	介護保険法に基づく自己評価結果の公表について	介護保険法第118条第8項により、都道府県には、「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標」についての自己評価結果を公表する努力義務が課されているが、群馬県のウェブサイトでは自己評価結果を見ることができない。公表することに特段の支障がなければ、群馬県のウェブサイトにおいて、自己評価結果を公表することが望ましい。	令和3年度より「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標」の自己評価結果について、群馬県のホームページにて公表している。	ウェブサイトでの公表の可否も含め、令和3年度中を目処に検討を行う。
131	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	苦情処理対応の統計について	介護サービスに対する介護サービス利用者の不安や不満の解消のため、介護サービス利用者などからの苦情に対する対応状況についても統計を取り、その統計データを今後の介護サービス向上のために役立てていくべきである。	苦情に対する対応状況については、個々の相談ごとに報告を求め確認しているところ。統計処理については、その必要性を含め、検討する。	苦情に対する対応状況については、個々の相談ごとに報告を求め確認しているところ。統計処理については、その必要性を含め、検討する。
191	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	情報誌「ときめき群馬」の成果指標について	「ときめき群馬」発行に係る成果指標が定められておらず、当該事業の効果を測定してない。事業の実施には効果の測定も必須であり、今後は、定期購読者数等を成果指標として、当該事業の効果を測定し、PDCAサイクルを回し、より良い事業とすべきである。	令和5年度から年3回発行を9月、3月の2回発行とした。ホームページで9月号から閲覧可能としたため、定期購読は募集していない。事業参加者への情報源について17%は情報誌からの情報提供によるものであり、シニアの社会参加につながっている。毎月購読者に対しWebアンケートを実施し、シニアが求める情報を発信する情報誌づくりを目指す。	県広報誌の成果指標などを参考に、効果測定の方法を検討する。なお、財団において令和2年度に、事業参加者を対象にアンケート調査を行い、その結果を基に効果測定を実施した。
192	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	ぐんまねりんピックの委託予定価格積算票について	ぐんまねりんピック2019の委託料に係る積算原価を調査した結果、複数の費目で不備が発見された。今後は、積算原価を精査することで、ぐんまねりんピックに係る委託料の削減を図るべきである。	指摘された不備を見直すとともに、積算価格の精査を徹底し、委託料の削減を図っている。令和4年度から対応済み。	指摘された不備を見直すとともに、積算価格の精査を徹底し、委託料の削減を図ることとした。

令和2年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票〈意見〉

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年度時点における対応状況
					内容	内容
192	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	ねんりんピックの募集要領印刷部数について	ねんりんピックの募集要領について、印刷部数に対する利用部数の割合が著しく低く、費用に見合う効果が発現していない。投資の費用対効果を高めるとともに、コスト削減の観点から、募集要領の印刷部数を必要に見合う量に減らし、委託料を減額すべきである。	令和4年度から、参加選手がどこで募集要領を入手したかを確認し、必要最小限の部数となるよう精査を行い、委託料の削減を図っている。	印刷部数については、必要最小限となるよう精査を行い、委託料の減額を図ることとした。
193	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	ぐんまねんりんピックの収支精算書の正当性チェックについて	委託料と収支精算書の支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性に疑義があるため、証憑突合を行うべきである。また、仮に支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。	令和4年度から、法令や県の事務手続きに則り、適正に処理している。実績により収支精算書は提出され、残額があった場合は返金されている。	法令や県の事務手続きにのっとり、適正に処理することとした。
193	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	財団のホームページについて	財団のホームページの閲覧数は、現状ではかなり低迷している。今後はホームページのアクセス解析を行い、その結果をホームページの内容に反映し、閲覧数の増加に結び付け、財団の認知度を高めるべきである。また、バナー広告の営業を行い、自主財源の確保を図るべきである。	ホームページのアクセス解析を行い、令和4年度から積極的に実施事業の動画等をホームページへ掲載。その結果、令和元年度～3年度の閲覧数は平均で3,000件程度と伸び悩んでいたが令和4年度から年2万件以上と増加している。その他SNS(YouTube、LINE、X)を利用し、財団情報を発信している。バナー広告の申込は数件あるが、財団の趣旨にそぐわないものであったため不採用とした。	高齢者向け動画を掲載するなど、ホームページのアクセスや閲覧数の増加に取り組むとともに、バナー広告獲得に向けた営業も行うこととした。
194	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	財団の封筒について	財団は自主財源が不足しているが、財団の封筒に広告の掲載は行われていない。自主財源を確保するために、今後は財団の封筒に広告を掲載すべく営業活動を行うべきである。	財団で使用する封筒への広告掲載に向け、引き続き営業活動に取り組む。	財団で使用する封筒への広告掲載に向け、企業等への営業活動に取り組むこととした。
199	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	人材育成事業の経費見積の精度について	人材育成事業の技能講習の経費の見積りにおいて、実績に乖離が生じていることから、実態に即した見積りとし、より有意義な講習を開催するよう努めることが望ましい。	人材育成事業は、厚生労働省群馬労働局からの委託事業であり、群馬労働局と協議し実施している。令和3年度から、実績との乖離が生じないよう、前年度の技能講習への参加人数を考慮して実態に即した見積りとし、有意義な講習を開催できるよう努めている。	実績との乖離が生じないよう、実態に即した見積りとする事とした。
199	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	人材育成事業の技能講習の定員について	定員を超える受講があった講座が7講座、うち、2倍を超えるものが2講座あった。定員の人数を再確認するとともに、受講者のニーズに合った講座内容及び開催回数を検討することが望ましい。	令和3年度から、シルバー人材センターの要望や受講者のニーズに合った講座内容とし、定員・開催回数等を検討し実施している。	定員の拡大や開催回数の拡大を検討することとした。
202	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	退職手当の支給対象者について	職員退職手当規程第3条に規定する「遺族」の範囲について定義づけるとともに、その支給の順位等についても明確化しておくべきである。	令和4年9月1日付、意見概要の事項について退職手当規定の一部改正済み。	顧問弁護士の助言に基づき、適正に処置する。
203	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	退職手当の支払差止め・返納に関する規定について	在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた者に対する退職手当の支給を制限するのであれば、その趣旨を明確化するため、職員が刑事事件に関し起訴されたがその判決の確定前に退職をしたときには退職手当の支払を一定期間差止める旨の規定や、退職後に在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた場合には退職手当の返納を求める旨の規定を設けるべきである。	令和4年9月1日付、意見概要の事項について退職手当規定の一部改正済み。	顧問弁護士の助言に基づき、適正に処置する。
204	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	非常勤職員への手当の支給について	紛争の未然の防止のため、同一労働同一賃金の観点から、非常勤職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。	県に準拠し、嘱託職員に対し令和6年4月1日から新たに勤続手当の支給も対象とするとともに、支給月数も同様とする。	顧問弁護士並びに社会保険労務士の助言に基づいて適切に処置する。また、国庫補助事業については、群馬労働局と事前に協議を行う。なお、同一労働同一賃金の観点による非常勤職員に対する手当の見直しについては既に対応済み。
205	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	労働時間の適正な把握について	職員の労働時間のより適切な把握のため、タイムカード等、客観的な記録を基礎として労働時間を把握できるような制度の導入を目指すべきである。	現在、勤務時間は8:30～17:15。出勤簿、休暇簿、時間外勤務等命令・実績報告により労働時間を管理しているが、問題はないためタイムカード等の導入は予定していない。	県職員の労働時間把握の方法等を参考に適正に処置する。

令和2年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票〈意見〉

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年度時点における対応状況
					内容	内容
206	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	会計帳簿と決算書の不一致について	総勘定元帳と財務諸表の金額に不一致が生じているが、全ての決算振替処理は仕訳を起こして総勘定元帳に記帳した上で、その総勘定元帳の金額に基づき財務諸表を作成する必要がある。	令和4年度決算から、全ての決算振替処理は仕訳を起こして総勘定元帳に記帳した上で、その総勘定元帳の金額に基づいた財務諸表としている。	顧問税理士と相談し適正に処置する。
11	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	委託対象経費とする講師謝金の妥当性の検討について	講師謝金の妥当性を事後的に判断できるようにするため、講師謝金に関する県の執行基準のうち、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当するとして講師謝金を決定する場合には、執行基準の掲げるとの事項をどのように考慮して判断したのかが分かる客観的資料を残しておくべきである。	講師謝金の執行基準について、契約時点において相手方と協議するとともに、執行額の判断基準について客観的資料を残すこととした。(なお、意見のあった研修については、監査以降、令和5年度まで実施なし)	積算段階で講師謝金が、県の執行基準を上回る場合は、妥当性を事後的に判断できるよう起案等に記載する。また、講師の選定は委託先と十分協議を行う。
31	健康福祉部 健康福祉課	個別の事業	成果指標について	成果指標のうち、2つの項目は、計画策定時の状況より直近値が後退している。また、現在の11項目の多くは、病院・診療所数といった施設数に関する指標となっている。このため、直近値が後退した原因とそれが事業の進捗に与える影響を分析し、数値向上に向けた対策を検討することが望ましい。また、次期計画策定時には、より多様な指標を設定することが望ましい。	第9次群馬県保健医療計画において新たな目標値として「退院支援(退院調整)を受けた患者数」、「訪問診療を受けた患者数」、「在宅で亡くなる方の割合」を追加した。	直近値が後退した2つの指標の取扱いについて、第8次群馬県保健医療計画の中間見直しに伴い開催した、群馬県保健医療計画会議在宅医療推進部会で検討を行った。直近値が後退した原因として、従事する医師等の高齢化や、集約化が進んだこと等が考えられるが、提供体制については維持・充実させる必要があることから、引き続き、令和5年度に向けた指標として取り組むこととなった。次期計画策定時には、患者数を含めた多様な指標の設定について検討する。
39	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	委託金額の確定方法について	研修実施の委託契約に関しては、委託先が実際支出した金額を超えて委託料を支払うことのないよう、委託料の確定は研修実施後とするなど、委託先との間で締結する委託契約書の文言の変更を検討すべきである。	令和3年度より研修実施の委託契約について、契約書の文言を見直し、委託料の確定は事業実施後とした。	令和3年度より契約書の文言を見直し、委託料の確定は事業実施後とする。
46	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	病院勤務医療従事者認知症対応向上力研修受講者数について	県の認知症施策の1つとして、各種研修の実施がある。医師や歯科医師、看護師、介護関係者など認知症の早期発見や早期対応を行うべく、広く研修制度を設けているが、一般病院勤務医療従事者向けの研修受講者の実績が目標値に対して伸び悩んでいる。令和2年度までの研修受講者目標人数3,830人に対して令和元年度実績が677人(達成率18%)と大きく未達の状態である。当該研修は医療従事者などを含めた広く医療関係者全般向けの研修であるが研修を実施する場所が限定されていること等の理由で受講人数の増加につながっていない。認知症に携わるのは、一義的には医師や看護師であるが、広義では受付業務やその他多くの医療従事者が関わるため研修受講者数を伸ばすよう、Web対応を含め研修の受講機会を増やす対策を講ずるべきである。	標記研修については、令和4年度よりWeb対応も可能とし、受講者の利便性確保に取り組んだ。	Webの活用や他県の取組を参考にするなど、受講者数の増加につながる実施方法について検討する。
49	健康福祉部 介護高齢課	個別の事業	成果指標の策定について	本事業においては、現在、特に成果指標が設けられていない。他方、高齢者虐待防止法に基づき、国と都道府県は、毎年、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を公表している。この調査結果では、虐待判断件数や自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況が公表されている。この調査結果の公表数値などを成果指標として、政策の目標と進捗状況を対外的に明示することが望ましい。	高齢者虐待防止対応にあたっては、一元的な対応窓口となる市町村との調整が重要であることから、どのような成果指標が適切か、引き続き検討したい。	事業の性質上、件数等の具体的成果指標は定めていないが、次期高齢者保健福祉計画においては、虐待防止対応のための体制整備状況等も含め、成果指標の設定を検討する。
135	健康福祉部 健康長寿社会づくり 推進課	個別の事業	実施報告書の正当性 チェックについて	委託料と実施報告書の経費支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性を確認するため、実地調査を行うべきである。	実施報告書に可能な限り詳細な支出状況の記載を求めるとし、必要に応じて実施調査も行う(令和4年5月措置済み)。	令和3年度より、実施報告書に可能な限り詳細な支出状況の記載を求めるとした。必要に応じて実施調査も検討する。
173	産業経済部 労働政策課	個別の事業	就職後の定着支援について	委託事業の有効性評価の1つの指標として、就職後も最低半年間は、就職後に離職したのか、若しくは継続できているのかといった定着支援のデータを業務委託先から報告させるべきである。	令和4年度事業から、就職後の支援として必要なフォローアップを実施することを仕様書に記載している。	就職後の定着状況について委託先から報告させるようR4以降の委託契約の仕様の見直しを行う。

令和2年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年度時点における対応状況
					内容	内容
176	県土整備部 道路管理課	個別の事業	政策効果の検証について	高齢者・初心者しあわせドライブは、参加者に商品提供というインセンティブを与えて安全運転を促す心理的效果を期待する取組と考えられるが、無事故・無違反の高齢運転者を増やす効果など、政策効果がどの程度あるか検証できない。このため、高齢運転者のうち、無事故・無違反であった者の割合を把握し、しあわせドライブの参加者と比較してその割合の高低を確かめ、政策効果を検証することが望ましい。	令和3年度から令和5年度まで、参加者全員を対象とした、交通事故の有無についてのアンケートを実施し、アンケート結果では、高齢者、初心運転者及び全体のいずれの事故者率も県全体の事故率より、大きく下回っており、本事業における交通事故防止効果が認められている。令和6年度からは無事故・無違反の連絡率を元に算出し、やはり県全体の事故率より大きく下回っていた。更に令和6年度から「同事業に参加したことによる安全運転に対する意識向上について」を5段階評価で調査した結果は、3.91であり、交通事故防止効果が認められた。	無事故・無違反者の情報について、現状県では持ち合わせていないため、割合を把握することは困難である。したがって、チャレンジ期間終了時に参加者全員を対象にアンケート調査を行うことで参加者の事故率を算定し、県全体の事故率との比較検証を行う。
179	県土整備部 住宅政策課	個別の事業	目標の達成率について	相談件数を目標として掲げているが、令和元年度は目標1,888件に対し888件と達成率47.0%であった。実績は項目別に集計していることから、項目別に目標を立て、それぞれに相談しやすい環境を整えることが望ましい。	各項目別に目標件数を設定し、令和4年度からぐんま住まいの相談センターHP内で、過去に相談があった内容のうち、各項目別で相談の多いものを「よくある相談事例」として掲載し、相談例を可視化することで、相談しやすい環境を整備した。	過去の相談事例に係るデータベースを作成し、相談集計項目別に県民がどのような情報を求めているのか実態を把握し、その結果を受け、令和4年3月までに各項目別に目標を設定する。